

産業保健情報誌

よきこい



第2号
平成14年
1月



労働福祉事業団
高知産業保健推進センター

Occupational Health of Kouchi

産業保健情報誌よさこい 第2号

目次

◆21世紀の第二年を迎えて 高知産業保健推進センター所長 鈴木秀吉	1
◆新年のご挨拶 社高知県労働基準協会連合会会長 岡林忠起	2
◆新年のご挨拶 高知医科大学公衆衛生学教室教授 大原啓志	3
◆県下の労働衛生の現状と今後の課題 高知労働局労働基準部安全衛生課長 小路 衡	4
◆相談員からの健康アドバイス/データから見た高知県民のアルコール問題 高知産業保健推進センターメンタルヘルス相談員 伊藤 高	7
◆相談員からの健康アドバイス/高知で産業保健に携わって 高知産業保健推進センター産業医学相談員 甲田茂樹	8
◆相談員からの健康アドバイス/ エチレンオキッドを用いた滅菌作業における健康障害防止対策について 高知産業保健推進センター労働衛生工学相談員 中西淳一	10
◆相談員からの健康アドバイス/いま、心のケアが求められている 高知産業保健推進センターカウンセリング相談員 森 由枝	11
◆相談員からの健康アドバイス/「疲れ」を感じますか？ 高知産業保健推進センター保健指導相談員 五十嵐恵子	12
◆研修・セミナーのお知らせ/メンタルヘルス指針基礎研修・職場における 喫煙対策推進のための研修・平成14年度上半期の産業保健セミナー	13
◆「事業場における心の健康づくりのための指針」のポイント	14
◆高知地域産業保健センターのご案内	16
◆須崎地域産業保健センター事業の活性化について	17
◆中村地域産業保健センターのご案内	18
◆安芸・香美地域産業保健センターのご案内	19
◆小規模事業場産業保健活動支援助成金のお知らせ	20
◆「高知県衛生管理者交流会研修会」が開催される/編集後記	

CONTENTS



表紙写真/室戸岬の朝日

二十一世紀の 第二年を迎えて

高知産業保健
推進センター 所長

鈴木 秀吉



先進国における自然科学の発展と技術革新の進展は、発展途上国を楽観的にあるいは恣意的に置き去りにしたまま、欧米先進国と日本に豊かな物質文明を開花させました。その恩恵に浸る中で、一般庶民のみでなく国の中枢を司る指導者にも、限りなく豊かに発展する生活が、永久に続くかのような錯覚が生じたのも、歴史的必然かも知れません。

飛行機に対し竹槍で立ち向かうほど欧米に遅れていた日本は、第2次大戦で消耗した負の遺産を糧に、50年間生きるため世界を相手にした物作りと市場開拓と商売に専念してきました。おかげで、欧米に負けない豊かな経済力を身につけ、失業率は実質ゼロといわれる活発な経済活動を謳歌するほどになりました。それとともに、労働安全衛生水準の向上も格段に進展しました。しかし、その勢いがバブル経済となり、それがはじけるに至ったのは、比較的最近であります。そして、グローバル化の中で発展と衰退が入り混じり、頭打ち現象も見られる経済活動の中では雇用情勢も厳しく、失業率の上昇が

現実のものとなり、労働安全衛生活動の停滞と労働条件の悪化が危惧される情勢となっております。

一方、止まることのない技術革新は、産業構造、作業組織、作業方法、雇用形態などにも変革の波が押し寄せているのみならず、社会生活や生活基盤にも大きな変化を生じさせています。これらは多くの勤労者に緊張と不安を引き起こさせる大きな因子であり、メンタルヘルス問題は無視できない課題となりました。筋肉労働を主とする比較的単純なストレスから、複雑な頭脳的、心理的なストレスへと働く人間の健康問題の重心が移動したと理解されます。厚生

労働省も重要課題として全国的レベルで取り組み始めました。

2002年は、バブル経済破綻のつけが重くのしかかる厳しい経済情勢の極情を振りほどき、次の飛躍に向けて前進する新しい年としなければなりません。そのためには、それを支える勤労者の健康と労働意欲と創造的閃きがきわめて大切であります。それを阻害する要因を排除し、生産性が上がり、健康で気持ちよく働くことができるよりよい労働環境をつくっていかねばなりません。産業保健活動は、元気で、生き甲斐のある職業生活を築くための活動でもあります。

高知産業保健推進センターの2002年は、全国のどこにも負けない産業保健のレベルアップのための産業保健活動の推進を目指して、地域産業保健センター、産業医、保健・安全衛生の専門家、事業場の安全衛生関係者、事業主、地域保健関係者等の保健活動・安全衛生活動と連携し、また、それらの活動を支援する役割を一層充実させる年とする決意であります。

新年のご挨拶

(社)高知県労働基準協会
連合会 会長

岡林 忠起



新年あけましておめでとうございます。

当連合会の事業につきましては、平素より格別のご支援、ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年が新世紀幕開けの年として希望と展望を持って迎えた1年でありましたが、米国の同時多発テロ、狂牛病問題、企業のリストラの進行、過去最悪の失業率5パーセント超等、さまざまな出来事がありました。

また、最近における労働者の健康状況につきましては、産業構造の変化、高齢化の進行等、労働者を取り巻く環境が大きく変化する中で、一般健康診断の結果をみると、脳・心疾患につながる所見を含め、何らかの所見を有する労働者が4割を超えており、

また、仕事や職場生活に関する強い不安、悩み、ストレスを訴える労働者の割合が年々増加しております。

「ゆとりと豊かさ」を実感できる社会を実現するためには、労働者の心身の健康を保持増進することが不可欠といえます。

心の健康問題が労働者、その家族、事業場に与える影響は大きく、事業場においてより積極的に心身の健康の保持増進に取り組むことが重要となっております。

当連合会では、中央労働災害防止協会高知県支部と連携を図り、中小規模事業場健康づくり事業、職場におけるメンタルヘルス対策の事業者等

支援事業、快適職場の形成促進事業、産業保健スタッフであります衛生管理者等による高知県衛生管理者交流会活動などを通じ、労働者の心身の健康の保持増進の普及促進に努めているところであります。

このような中で、昨年、県下の産業保健活動の拠点として、高知産業保健推進センターが開所されましたことは、誠に心強く、産業界にとりましても期待するところが大きいです。

私どもも、さらに連携を密にして、労働者の健康の保持増進の支援業務を推進してまいりたいと思っておりますので、関係者をはじめ、産業保健推進センターの一層のご支援、ご指導をお願い申し上げます。年始の挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

高知医科大学公衆衛生学
教室 教授

大原 啓志



新年おめでとうございます。

21世紀最初という節目の年を経て、今年は、新世紀における着実なあゆみが問われる年かと思います。本県における産業保健活動も、高知産業保健推進センターの開設で体制が強化されました。力を合わせて、手応えのある前進の年にしたいものです。

最近、産業保健活動について、法規を守る形の活動だけでなく、現場の自主的な活動の重要性がよく聞かれます。

昨年春、高知市で開催された第74回日本産業衛生学会では、「産業保健活動の新戦略を求めて」というテーマを掲げましたが、シンポジウムなどで、この自主的活動が重要なキー・ワードのひとつとなりました。特に、職業性疾患の原因として重要な「化学物

質の管理」では、職場で有害な因子を点検、危険性を評価し、事業場自身が改善目標を設定して対策を進めるという取り組みが進んでいることが紹介されました。

ここで紹介されたのは大企業での動向ですが、こうした取り組み方は小規模事業場でも、というか、“でこそ重要”ということが、「中小企業における産業保健活動支援」のワークショップのテーマでした。高知県からも保健所による職場環境診断などの支援例が発表されましたが、どんな小さな改善からでも、より健康的な、働きやすい職場への、現場での取り組みを促進する考え方は、小規模事業場の多

い本県で取り組むべき課題のひとつだと思います。

健康診断を中心に展開されている健康管理についても、職場で感じている健康状態の問題点や不安を出発点にした取り組みが考えられるかも知れません。「産業保健としての農業労働」というシンポジウムでは、農作業の方法や作業場の改善に関する本県農業技術課からの報告もありましたが、参加者から高い評価を得ていました。本県にとって重要な第一次産業に対する保健活動でも、有効な取り組み方と思えます。

専門家集団として関係する者として、専門家依存だけではない支援のあり方への取り組みが重ねられ、経験の交流によって、地域に密着した産業保健活動が進められたらと願っております。

県下の労働衛生の現状と今後の課題

——産業保健サービス事業の積極的な活用を——



高知労働局労働基準部安全衛生課長
小路 衡

ともすれば、健康管理は個人の責任だと思われるがちですが、事業者として、そこに働く人たちが健康で気持ちよく、いきいきと働けるようにすることが労働衛生の目的です。

このためには、作業場の環境を主として工学的な方法で管理する「作業環境管理」、有害な要因にさらされないように作業の方法などを管理する「作業管理」、健康状況を継続的に把握し、健康を保持増進していく「健康管理」のいわゆる「労働衛生の3管理」を推進することが重要です。

1 県下の労働衛生の現状、課題等

(1) 健康診断における有所見率

県下の平成12年における一般定期健康診断結果報告(表1)によると、何らかの所見を指摘された有所見率は、全産業で約47%となっており、全国平均の約45%を2ポイント上回っているとともに、毎年有所見率が増加している現状にあります。

また、有所見率の多い健診項目は、血圧、肝機能、血中脂質等となっており、適切な保健指導・事後措置を行わないと、脳・心臓疾患等につながるおそれがあります。

(2) 職場における不安・悩み等

平成13年度に高知県健康福祉部健康政策課が実施

した「健康に関する県民アンケート」の結果(図1)によると、ストレスや悩みが「大いにある」「多少ある」と答えた男性は57%、女性は69.5%となっています。これらのことから一概にいえませんが、産業の場においても仕事上の悩み・不安などストレスを感じている労働者が増加していることがうかがえます。

しかしながら、県下でメンタルヘルス対策が実施されている事業場はまだ一部であり、産業保健としてのメンタルヘルスケアの組織体制が十分でなく、関係者が地域の専門医師への相談や受診等による個別対応を余儀なくされているのが実情であると考えられます。

(3) 健康障害等

一方、林業や建設業において振動障害の有所見率が依然として高く、新規認定者が増加するとともに、じん肺症などの職業性疾病が依然として発生している状況にあります。(表2)

また、近年、産業界において使用される化学物質は5万種類を超えており、さらに毎年新規化学物質が導入され、多くの事業場で使用されていますが、いったんその取り扱いを誤ると、労働者の健康障害等の職業性疾病の発生や急性中毒等の重篤な災害が発生することとなります。

(4) 労働衛生管理等

表1 平成12年定期健康診断結果報告による有所見率

項目 業種	聴力 (1000Hz)	聴力 (7000Hz)	胸部X線	血圧	貧血	肝機能	血中脂質	尿(糖)	尿(蛋白)	心電図	有所見率
全産業高知	3.54	9.11	3.95	11.95	6.44	14.86	24.57	3.24	3.10	7.89	47.09
全国	4.14	9.10	3.18	10.44	6.28	14.42	26.49	3.29	3.35	8.79	44.52
製造業高知	3.27	10.92	3.07	12.57	7.72	17.75	24.93	2.61	2.44	6.99	51.06
全国	4.62	11.26	2.93	10.55	6.29	14.63	26.91	3.34	2.98	8.91	44.50
建設業高知	6.43	20.44	3.51	14.53	5.57	24.70	26.18	7.93	4.05	9.42	56.25
全国	4.61	13.94	3.89	12.63	5.53	20.86	28.83	4.73	4.03	10.04	52.59
運輸業高知	2.55	10.89	2.16	15.93	5.43	21.98	28.58	6.37	3.80	7.01	50.89
全国	4.89	13.23	3.91	15.60	5.93	18.89	31.79	6.61	3.91	9.81	51.45
農林業高知	5.47	24.70	0.36	16.01	6.10	16.67	12.93	5.31	1.09	8.05	49.11
全国	9.56	25.22	4.72	18.29	8.66	21.50	29.03	6.72	4.50	15.06	63.84

事業場における労働者の健康管理、健康確保対策を行っていくうえで、もうひとつの大きな課題があります。それは、県下には2万9千余りの適用事業場がありますが、このうち、9割近くが労働者数30人未満の事業場で、圧倒的に小規模事業場が多いという現状があります。

ご承知のとおり、労働者数50人以上の規模の事業場は、労働安全衛生法により衛生管理者や産業医等の選任による労働安全衛生管理体制を確立しなければなりません。しかし、50人未満の小規模事業場では、経営基盤の脆弱さと安全衛生に関する専門知識を有する人材の不足とともに、安全衛生推進者の選任率が低く、労働衛生管理が十分でない状況にあります。

このことは「労働者健康状況調査」（厚生労働省平成9年実施）においても小規模事業場における定期健康診断受診率が約72%で低い結果となっていることに現れています。

2 産業保健の課題からの対策等

以上の状況を踏まえて、以下のとおりの主要な対策を推進しています。

(1) 労働者数50人未満の小規模事業場

労働安全衛生法第13条の2で、労働者数50人未満の小規模事業場であっても、産業医等に労働者の健康管理を行わせるように、事業者に対する努力義務規定を設けるとともに、第19条の3において国が必要な援助を行うこととしています。

この国の援助の一環として厚生労働省では、地域産業保健センターを全国347箇所（労働基準監督署所在地）に設置していますが、県下では高知市・須崎市・中村市・安芸市にそれぞれ地域産業保健センターを設置して産業保健活動を行っています。

この地域産業保健センターは、事業者の健康診断結果の対応や労働者の健康相談、事業場訪問指導等について産業医、保健師・士等により、無料で産業保健サービスを提供しています。

(2) 労働者数50人以上の事業場

労働者数50人以上の事業場には、衛生管理者、産業医等の選任の義務が課せられており、労働衛生管理体制を確立して労働者の健康管理、健康障害防止等を行わなければなりません。

こうした規模の事業場の健康管理をはじめとした労働衛生対策の実施等について産業医、作業環境測定士、産業カウンセラーをはじめとした専門的知識を有する産業保健相談員が無料で相談・指導を行う、産業保健推進センターが都道府県単位に順次開設されています。県下では、平成13年6月に高知市内に開設されてこれらの産業保健サービスの提供を行っています。

また、深夜業に従事する労働者の自発的な健康診断に対する費用を助成する事業や、労働者数50人未満の小規模事業場が共同で産業医を選任した場合の費用を助成する事業が、この高知産業保健推進センターで受付を行っています。

(3) 化学物質等健康障害予防対策

厚生労働省では、平成12年3月に「化学物質等による労働者の健康障害を防止するため必要な措置に関する指針」を公表するとともに、法令改正により化学物質の有害性の調査制度等を定めています。

また、これら化学物質による健康障害予防のための指針の周知徹底のために、化学物質管理者養成研修や啓発のための化学物質管理支援事業を高知県労働基準協会連合会で実施しています。

さらに、振動障害予防指針、粉じん障害防止総合対策等に基づき、関係事業者に対する監督指導等を実施しています。

(4) 職場におけるメンタルヘルス対策

厚生労働省では、事業場において事業者が行うことが望ましい労働者の心の健康の保持増進のための基本的なメンタルヘルスカケアが有効に実施されるよう、平成12年8月に「職場における心の健康づくりのための指針」を策定したところであります。

現在、この指針の普及・定着のために、県下では、高知県労働基準協会連合会が職場の管理監督者や労働衛生スタッフに対する基礎研修、高知県メンタルヘル

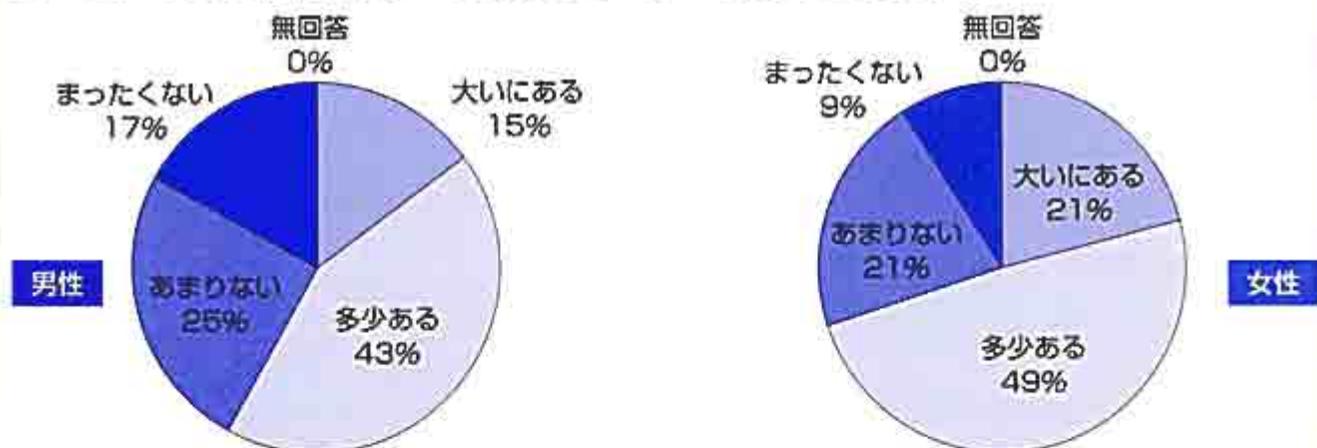
ス対策連絡会議等の事業者等支援事業を実施しているところでもあります。

以上の通り、事業場における労働者の一層の健康確保を図るための各種対策を進めているところですが、事業規模の大小にかかわらず労働者を雇用している以上、健康診断等健康確保対策は法律で事業者を実施義務が課せられています。しかし、何といたっても、労働衛生管理を経営トップの責任において自主的・積極的に取り組むことが重要です。

終わりに、職場の労働者が災害もなく、安心して健康で快適に働ける環境形成のために、国の援助である産業保健サービス事業等を活用していただき、職場の労働衛生管理水準の向上を図るために、経営トップ並びに労働衛生管理関係者の一層のご尽力をお願い申し上げます。

❖❖❖ 労働者の健康確保は
経営トップの責務です ❖❖❖

図1 この1カ月の間に悩みや疲れ、人間関係などストレスを感じたことがあるか



資料出所：高知県健康福祉部健康政策課（平成13年9月 県民健康アンケート結果）

表2 職業性疾病の推移（労災保険による認定者）

疾病	年	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
振動障害		27	19	27	25	23	21	19	32	39	51	83
頸肩腕		1	1	2	1			4	1	3	6	
非災害性腰痛症		2		1					1	1		
職業性難聴				1				10	6	8	6	6
じん肺		26	25	26	17	21	30	32	19	17	13	12

資料：高知労働局

データから見た 高知県民のアルコール問題



高知産業保健推進センターメンタルヘルス相談員
メディカルカウンセリングルームいとうクリニック 伊藤 高

年末年始は何かとアルコールを口にされることが多かったと思います。お屠蘇気分の抜けないこの時期に、少しお酒の問題を考えてみましょう。

少し古いですが、平成11年度国税庁調べで、県民1人あたりの酒類消費量のデータがあります。四国4県では統計を取り始めた昭和52年以来、一貫して高知県がダントツの1位。そのうえ、全国レベルでも東京都、大阪府に次いで堂々の第3位。でも、少し考えてください。東京や大阪などの大都市ではサラリーマンが県外から通勤してきて、夜はお酒を飲んで帰ることが多々あると思います。それを考えると、高知県民がリットル計算ですが、全国で一番アルコールを飲んでいると言えましょう。

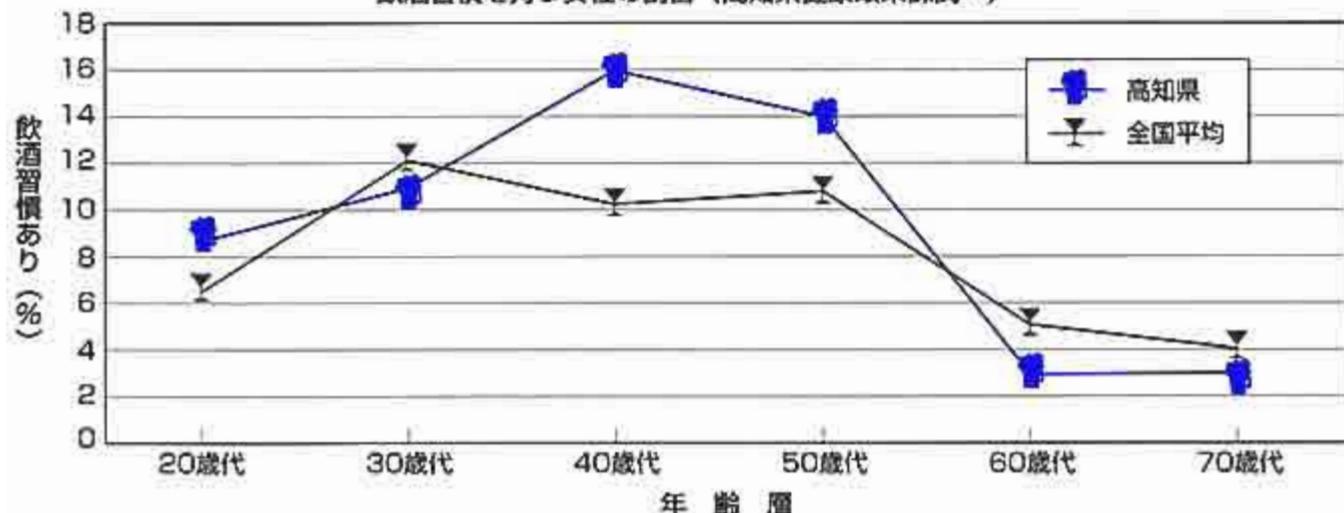
一方で、昨年、高知県健康政策課が県民の生活習慣を調査したデータから、次のようなことが言えます。男性では晩酌の習慣のある人の割合は全国レベルなのに比べ、女性の場合20歳代、40歳代、50歳代の年齢層で全国平均を上回って

いました(グラフ)。1日あたり日本酒換算3合以上の常習飲酒者に目を向けると、男性では20歳代から40歳代で全国平均を超える一方、女性では20歳代から50歳代までの世代で全国平均の約2~3倍の方に比較的大量の飲酒習慣がありました。このデータから土佐には男性のみならず、女性の呑べいが多いことがわかります。

男性の大量飲酒者の問題はさておき、今後女性におけるアルコール問題が深刻化する可能性が示唆されます。女性は女性ホルモンの影響もあり、一般に男性より短期間で肝障害やアルコール依存症になりやすい体質だからです。また、妊娠初期の飲酒は、知的障害や発達障害、奇形などの原因となる胎児性アルコール症候群を引き起こすことがあり、今後注意されるべき問題だと思えます。

百薬の長と言われるお酒も一定量を超えますと、毒としか作用しないことも事実で、このようなデータを考えますと、土佐の飲酒文化を少し見直すことも必要ではないでしょうか。

飲酒習慣を持つ女性の割合(高知県健康政策課調べ)



高知で 産業保健活動に携わって

高知産業保健推進センター産業医学相談員
高知医科大学教授 甲田 茂樹



前任地の岡山から高知に着いて7年が過ぎようとしています。大学を卒業して以来、一貫して大学の社会医学系の研究室に在籍してきたため、産業医学・産業保健との関わりは、研究や現場調査を通じたものが主なものでした。岡山

大学時代、重機製造業・自動車・弱電などの非常勤産業医を勤めたところは、ほとんどが製造業の事業場であり、比較的「教科書的」な産業医活動を経験させていただきました。しかし、高知に赴任して、産業医活動や産業医学・産業保健の仕事の事情が異なるのに驚きました。

表1. 嘱託産業医の年齢と経験 (N=105)

年 齢	40歳未満	6 (5.7%)
	40歳代	27 (25.7%)
	50歳代	27 (25.7%)
	60歳代	30 (28.6%)
	70歳以上	15 (14.3%)
経 験	5年未満	40 (38.1%)
	5~9年	22 (21.0%)
	10~19年	24 (22.9%)
	20年以上	18 (17.1%)

高知県はもともとが「農業県」であり、これといって目立った製造業が少ない状況にあります。その反面、サービス業や小売・卸業の占める割合が高くなっています。現行の労働安全衛生法は、どちらかという製造業を強く意識して作られているように、私には思えます。例えば、化学物質などの有害要因管理、職場巡視、事業場規模に従った労働安全管理体制の整備などです。職場におけるいわゆる三管理（作業環境管理、作業管理、健康管理）を実施しようと

表3. 産業医の事務場訪問 (N=105)

ほとんど訪問しない	32 (30.5%)
過去1年間で1~2回訪問した	20 (19.0%)
過去1年間で3~6回訪問した	10 (9.5%)
過去1年間で7~11回訪問した	4 (3.8%)
毎月訪問している	20 (19.0%)

表2. 選任されている事業場の特徴 (N=105)

主な事業場規模	30人未満	9 (8.6%)
	30~49人	4 (3.8%)
	50~299人	71 (67.6%)
	300~999人	14 (13.3%)
	1,000人以上	6 (5.7%)
主な事業場の業種	製造業	36 (34.3%)
	サービス業	36 (34.3%)
	金融・保険業	6 (5.7%)
	建設業	5 (4.8%)
	卸・小売業	4 (3.8%)
	運輸業	3 (2.9%)
	農林水産業	2 (1.9%)
	その他	12 (11.4%)
有害業務	あり	43 (41.0%)
	なし	50 (47.6%)
	不明	11 (10.5%)

表4. 事業場の産業保健活動 (N=333)

衛生管理者による職場巡視	毎週巡視	105 (31.5%)
	時々巡視	161 (48.3%)
	巡視していない	35 (10.5%)
産業医による職場巡視	毎週巡視	61 (18.3%)
	時々巡視	93 (27.9%)
	巡視していない	177 (53.2%)
安全衛生委員会の開催	毎月開催	127 (38.1%)
	時々開催	103 (30.9%)
	開催していない	99 (29.7%)

すると、サービス業や小売・卸業などでは、健康管理を除いたものは実施しにくいことが予想されます。また、県内の製造業にも当てはまることなのですが、中小・零細規模の事業場が実に多いことも、高知県の産業保健の事情を特徴づけている重要な課題です。こうしてみていくと、ある意味で、日本の産業保健の積み残した課題をほぼ備えているといえます。

私が高知に赴任した年に、高知労働局の依頼で県内の嘱託産業医（237名を対象に調査、有効回答105名）の活動状況と事業場（産業医を選任している638事業場を対象に調査、有効回答333事業場）の産業保健活動を調査して比較したことがあります。大まかにその結果を振り返ると、①高知県の嘱託産業医は医師としてはベテランである反面、産業医の経験年数は少ないものが多い、②担当事業場は製造業が3分の1で、残りは非製造業であり、半数以上に有害業務が存在しない、③事業場に毎月訪問しているものは全体の3分の1であり、その際の産業医業務は健康相談の事後指導、健康診断の実施、健康相談などの健康管理業務である、④事業場サイドでも、衛生管理者や産業医の職場巡視や安全衛生委員会の開催を法規通りに行っていないものが半数以上に上る、などが判明しました（表1～表4）。背景には、産業医活動の低調さや事業場の産業保健意識の低さなどがあられるわけですが、別の見方をすると、高知という特殊な産業構造の中でも産業医活動や産業保健活動を行うことの難しさを正直に示しているともいえます。

昨年、高知県に産業保健推進センターができ、県内のさまざまな分野の専門家が相談員として

登録されています。私だけではなく、多くの相談員が曲がりなりにも得意の分野で経験を有しております。高知県全体でみると、産業保健の専門的なスタッフは実に少ない状況にあります。先にも述べたように、高知県の産業保健の抱えている課題は、日本のそれを先取りしたようなものばかりであり、「教科書」的な産業保健活動は通用しないかもしれません。だからこそ、産業保健推進センターのような多くの専門スタッフを抱えているようなところが、重要な役割を果たすのだと私は考えております。「三人寄れば文殊の知恵」です（専門的な相談員はもちろん三人以上はあります）。私の希望としては、多くの産業医や事業場の担当者が「まず、産業保健推進センターにいったり相談してみよう」と思い至っていただき、一緒に労働者の健康を実現できるようなことができればと考えます。



エチレンオキシドを用いた滅菌作業における健康障害防止対策について



高知産業保健推進センター労働衛生工学相談員
東洋電化工業株式会社分析センター 中西 淳一

特定化学物質第二類物質にエチレンオキシドが追加され、平成13年5月1日から、医療機関等で滅菌ガスとして使用しているエチレンオキシド（別名 酸化エチレン、エチレンオキサイド）が、新たに規制対象になったことに伴い、平成14年5月1日以降、滅菌作業を行う屋内作業場では、6カ月以内ごとに作業環境測定を行うことになりました。

エチレンオキシドは、無色のガスで、目を刺激したり吸入により吐き気を起こすだけでなく、人に対する発ガン性があることから、その取り扱いには十分に注意する必要があります。

そこで、今回は、エチレンオキシドを用いた滅菌作業における健康障害防止対策について、ご紹介します。

1 規制対象となる滅菌作業

エチレンオキシド及びエチレンオキシドを1%以上含む滅菌用ガスを用いた滅菌作業

2 小型滅菌器におけるばく露防止措置

内部に人が立ち入ることができない構造の小型滅菌器を用いる作業では、一定の性能を有する局所排気装置を設置するか、エアレーションを行う設備を備えたものを用いて①～③の措置を講じなければなりません。

- ① 滅菌器内部にエチレンオキシドの充填を開始する前に、滅菌器の扉が閉じていることを点検する。
- ② 滅菌終了後、扉を開く前に、エアレーションを行う。
- ③ 滅菌器が設置されている作業場では、全体換気装置等による十分な通気を行う。

3 大型滅菌装置におけるばく露防止措置

- ① 部屋全体を滅菌する設備等、内部に人が立ち入る構造の滅菌設備における作業において、内部に立ち入る場合には、エアレーションを行ったうえで、有機ガス用防毒マスク等を使用し、残留エチレンオキシドによるばく露を防止する。
- ② 滅菌終了後、扉を開く前に、エアレーションを行う。
- ③ 滅菌設備がある屋内作業場では、全体換気装置等により、十分な通気を行う。

なお、滅菌設備が特定化学設備に該当する場合には、漏洩防止措置が必要になります。

4 作業主任者の選任

平成15年5月1日より、滅菌作業については、有資格者の中から、特定化学物質等作業主任者を選任しなければなりません。

5 作業環境測定

滅菌作業を行う屋内作業場では、平成14年5月1日以降、6カ月以内ごとに1回、作業環境測定士による作業環境測定を行わなければなりません。この作業環境測定は、作業環境測定機関に委託して実施することもできます。

6 特定業務従事者健康診断

エチレンオキシドを用いて行う滅菌作用に従事する労働者を対象として、配置換え及びその後6カ月以内ごとに1回、定期的に、一般健康診断を行わなければなりません。

7 名称等の表示

平成13年11月1日以降に充填されたエチレンオキシドガスボンベ等の容器を購入するときは、その容器に内容物の名称、成分及びその含有量、人体に及ぼす作用、貯蔵または取り扱い上の注意、表示する者の氏名（法人の名称）及び住所が表示されていることを確認してください。

8 ボンベの交換について

屋内でエチレンオキシドガスボンベの交換をするような臨時の作業においても、有機ガス用防毒マスク等を使用し、エチレンオキシドによるばく露を防止しなければなりません。

9 その他

滅菌終了後においても、被滅菌物の材質や大きさによっては、被滅菌物に吸着したエチレンオキシドが発散することがあるので、必要に応じて、専用ブース内で一定時間保管することにより吸着したエチレンオキシドを発散させて排気することも大切です。また、エアレーション終了後に滅菌設備内に長時間放置してある被滅菌物を取り出す場合には、吸着したエチレンオキシドが滅菌設備内に発散しているおそれがあることから、再びエアレーションを行う等により滅菌設備内に残留するエチレンオキシドを排出することも重要です。

労働衛生対策を進めるに当たっては、作業環境管理、作業管理、健康管理の三本柱を総合的に実施することが必要とされています。エチレンオキシドに係る作業環境測定を確実に実施し、健康障害の防止に万全を期したいものです。

いま、心のケアが 求められている

高知産業保健推進センターカウンセリング相談員
森社会保険事務所所長 森 由枝



平成12年8月9日「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」が厚生労働省より示されました。その背景には、産業構造の変化、高齢化、労働者の意識の変化等が急激に進む中で、労働に関連した心理社会的なストレス要因の増加があります。

「平成12年保健福祉動向調査」（平成12年6月全国12歳以上の約3万人を対象）によると、

- ・ 8割が何らかのストレスを意識・理由のトップは仕事上のストレス
- ・ ストレス対処法のトップは人とのおしゃべり

この調査結果からいえることは、大なり小なりのストレスは、ほとんどの人が感じており、その対処は人との対話ということです。

ヒトはある状況が発生すると、その出来事に対して感じ、考え、判断し、結果を出そうとします。この課程が対話になり、ここで十分に自分の思いや感じていること、考えていることを言葉にすることにより、自分の考え方の偏りに気づいたり、そのことにより自分で修正することができたり、自分の心の奥にある思いを知ることができます。そこに他者（カウンセリング）がいるという大きな意味があります。

産業カウンセラーは、働く人々の自立の援助を行います。流動する経済社会において求められるのは、心身ともに健康で自立した人だと考えられます。そのことが、企業のメンタルヘルス対策の中での相談（カウンセリング）を行う理由です。メンタルヘルスケアは、労働者の充実感、創造的な活動や労働の質の向上をもたらす、ひいては職場の活性化、生産性の向上に繋がり、企業の目的を達成するうえで重要な鍵を

にぎっています。

今回の指針の特徴は、心の健康を維持するための予防ということです。したがって、心の健康問題を有する労働者のみでなく、すべての労働者にかかわる健康の保持増進に軸足を置いていることだと思えます。



「疲れ」を感じますか？

高知産業保健推進センター保健指導相談員
高知県総合保健協会 五十嵐恵子



最近、よく受診者から、「最近なかなか疲れがとれないんですけど？」と健診最後の面接のときに、私からたずねるでもなく、ポロッとご本人からきかれる言葉です。

そうしたときには、私がおの方の体調の変化、職場環境の変化、最近の生活状態（睡眠、休養、運動、食事、生活パターン等）をお伺いしていくと、多くの場合、ご自分で何らかの「気づき」をされて納得されることがよくあります。

検査結果では何も問題はなかったけど、例えば「疲れが残るようになった」「ぐっすり眠れない」「元気が出ない」など、健康への不安までには至らない何か気になることはありませんか？

最近の国の調査でも、「疲れている」と感じている人は、どんどん増えているようです。平成6年に当時の厚生省が「健康づくりのための休養指針」を策定しています（下の表をご覧ください）。

例えば、まず疲労を解消するには、ふだんより10分間長く好きな音楽をききながらゆっくりと湯船につかり（すべては明日になってから考えよう、と自分に決心させて…）、寝る前に10分間布団のうえで足の裏から頭の先までマッサージをし、あと10分間お気に入りの本を読む。この30分間のゆとりを是非お試しください。

そして、自分なりに楽しめる気分転換や休養を工夫してみましよう。

「疲れ」を感じる自分の「こころとからだ」の微妙な変化が、大切なことを教えてくれるように思います。

◆健康づくりのための休養指針

1.生活にリズムを

- (1) 早めに気づこう、自分のストレスに
- (2) 睡眠は気持ちよい目覚めがバロメーター
- (3) 入浴で、からだもこころもリフレッシュ
- (4) 旅に出かけて、こころの切り換えを
- (5) 休養と仕事のバランスで能率アップと過労防止

2.ゆとりの時間でみのりある休養を

- (1) 一日30分、自分の時間をみつけよう
- (2) 活かそう休暇を、真の休養に
- (3) ゆとりの中に、楽しみや生きがいを

3.生活の中にオアシスを

- (1) 身近な中にもいこいの大切さ
- (2) 食事空間にもバラエティを
- (3) 自然とのふれあいで感じよう、健康の息ぶきを

4.出会いときずなで豊かな人生を

- (1) 見出そう、楽しく無理のない社会参加
- (2) きずなの中ではぐくむ、クリエイティブ・ライフ



セミナーのお知らせ

開催場所：高知産業保健推進センター研修室

平成14年度・上半期の産業保健セミナー

受講料
無料です

月日	時間	テーマ	講師
4月19日	午後2時～午後4時	職場のストレスと心の健康	伊藤メンタルヘルス相談員
4月25日	午後2時～午後4時	結核にご用心	森岡産業医学相談員
5月10日	午後2時～午後4時	腰痛の予防と対策	熊野産業医学相談員
5月16日	午後2時～午後4時	エチレンオキサイドによる健康障害と測定	中西労働衛生工学相談員
6月13日	午後2時～午後4時	物理的環境と健康障害	甲田産業医学相談員
6月14日	午後2時～午後4時	楽しくお酒をいただくために	伊藤メンタルヘルス相談員
7月11日	午後2時～午後4時	生活習慣病の予防について	森岡産業医学相談員
7月26日	午後2時～午後4時	健康づくりとスポーツ	熊野産業医学相談員
8月14日	午後2時～午後4時	メンタルヘルスと傾聴	森カウンセリング相談員
8月20日	午後2時～午後4時	作業環境測定におけるダイオキシン類に関すること	中西労働衛生工学相談員
9月5日	午後2時～午後4時	化学物質と作業環境管理、作業管理、人体影響	甲田産業医学相談員
9月26日	午後2時～午後4時	見えない酸素	森岡産業医学相談員

主催：高知産業保健推進センター 高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル4階 TEL 088 (826) 6155

キリトリ

産業保健セミナー受講申込書

高知産業保健推進センター所長殿

事業場名 団体名			
所在地	〒	-	業種
	TEL	-	従業員数
	FAX	-	名
受講者	職名	いずれかに○印をお願いします。	
	氏名	1. 産業医 2. 事業主 3. 保健婦(士)・看護婦(士) 4. 労務管理担当者 5. 衛生管理者 6. 産業保健関係機関 7. 労働者 8. 他()	
講座名		実施日	
		平成 年 月 日	
		平成 年 月 日	
		平成 年 月 日	

※申込書をFAX・郵便でお申し込み下さい。※申込書1人1枚でご使用下さい。
 ※受付は先着順です。受講定員を超えた場合は電話等によりご連絡いたします。
 ※1人で複数の受講可能です。受講申込書はコピーしてご利用下さい。

FAX 088-826-6151

「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」のポイント

平成12年8月に、事業場における労働者の心の健康の保持・増進を図るため、事業者が行うことが望ましい措置（メンタルヘルスケア）の具体的な実施方法を総合的に示した「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」が発表されましたが、そのポイントをお知らせします。

本指針は、事業場におけるメンタルヘルスケアが適切かつ有効に実施されるため、その原則的な実施方法について総合的に示したものです。各事業場の実態に即した形で、実施可能な部分から取り組んでいくことが重要です。

1 メンタルヘルスケアの基本的考え方

職場には労働者の力だけでは取り除くことができないストレス要因が存在しているため、事業者が積極的にメンタルヘルスケアを実施することが重要です。また、事業場における組織的・計画的な対応は、心の健康の保持・増進を進めるうえで大きな役割を果たします。

また、メンタルヘルスケアを推進するに当たっては、プライバシーの保護及び労働者の意思の尊重に留意することが重要です。人事労務管理と連携する必要もあります。

2 心の健康づくり計画

メンタルヘルスケアは、中長期的視点に立って、継続的かつ計画的に行われることが重要です。このため、事業者には、事業場の心の健康づくりに関する職場の実態とその問題点を明確にするとともに、その問題点を解決する具体的な方法等についての基本的な計画（「心の健康づくり計画」）を策定することが求められています。

心の健康づくり計画で定める事項は、次のとおりです。

- ① 事業場における心の健康づくりの体制の整備に関すること。
- ② 事業場における問題点の把握及びメンタルヘルスケアの実施に関すること。
- ③ メンタルヘルスケアを行うために必要な人材の確保及び事業場外資源の活用に関すること。
- ④ 労働者のプライバシーへの配慮に関すること。
- ⑤ その他労働者の心の健康づくりに必要な措置に関すること。

3 メンタルヘルスケアの具体的進め方

メンタルヘルスケアは、次の4つのケアを継続的かつ計画的に実施することが重要です。

- ① セルフケア（労働者が自ら行うストレスへの気づきと対処）
 - ・事業者は、労働者に対してセルフケアに関する教育研修、情報提供等を行う。
 - ・事業者は、労働者が自ら相談を受けられるよう必要な環境整備を行う。
- ② ラインによるケア（管理監督者が行う職場環境等の改善と相談への対応）
 - ・管理監督者は、作業環境、作業方法、労働時間等の職場環境等の具体的問題点を把握し、改善を図る。
 - ・管理監督者は、個々の労働者に過度な長時間労働、過重な労働による疲労、心理

的負荷、責任等が生じないようにする等の配慮を行う。

- ・管理監督者は、日常的に、労働者からの自主的な相談に対応するよう努める。
- ・事業者は、管理監督者に対する心の健康に関する教育研修等を行う。

③ 事業場内産業保健スタッフ等によるケア（産業医等による専門的ケア）

- ・事業場内産業保健スタッフ等は、職場環境等について評価し、管理監督者と協力してその改善を図るよう努める。
- ・事業場内産業保健スタッフ等は、労働者のストレスや心の健康問題を把握し、保健指導、健康相談等を行う。

また、専門的な治療を要する労働者への

適切な事業場外資源を紹介し、心の健康問題を有する労働者の職場復帰及び職場適応を指導及び支援する。

- ・事業者は、事業場内産業保健スタッフ等に対して、教育研修、知識習得等の機会の提供を図る。

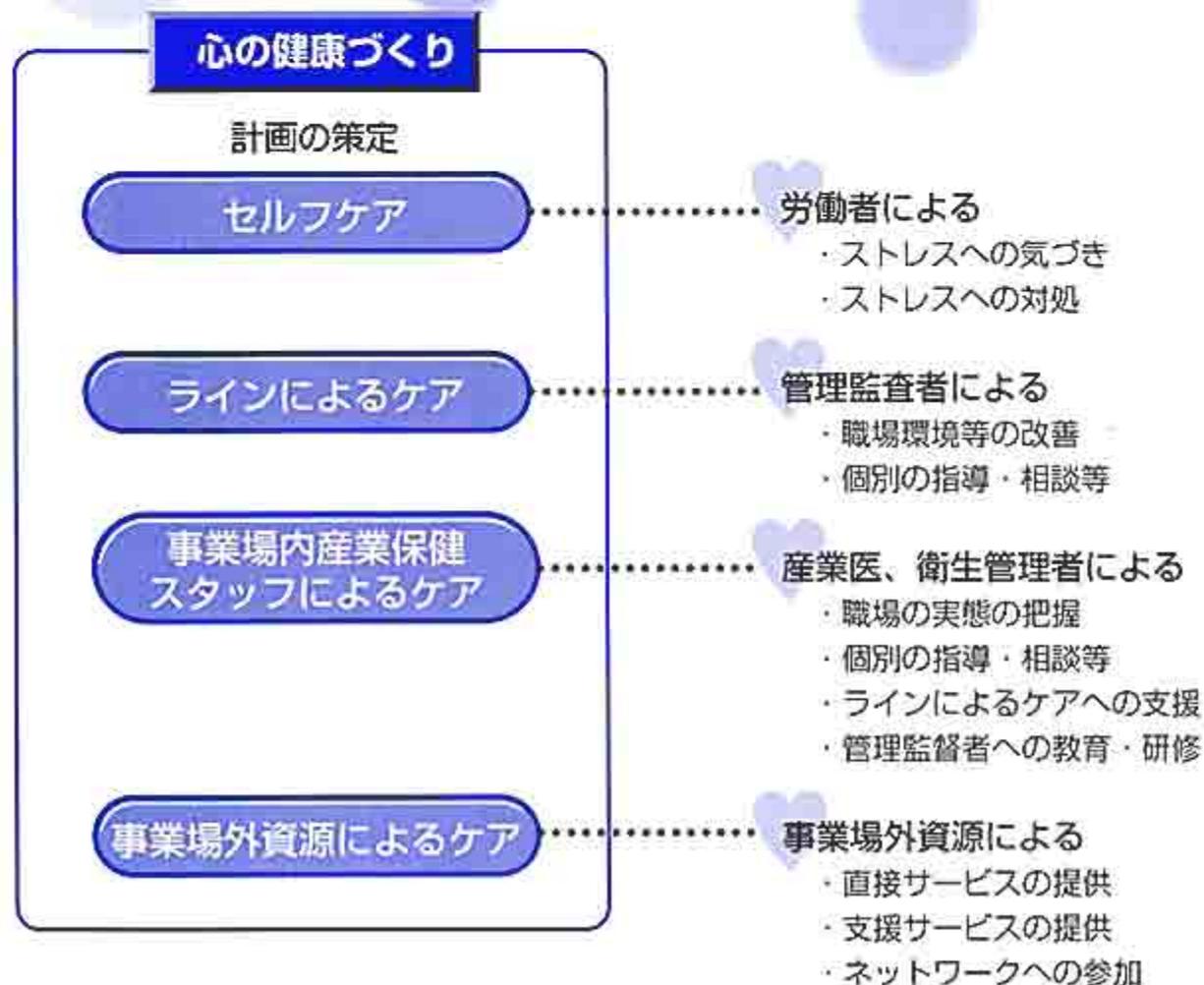
④ 事業場外資源によるケア（事業場外の専門機関によるケア）

- ・事業者は、必要に応じ、それぞれの役割に応じた事業場外資源を活用する。

メンタルヘルスケアの円滑な推進のため、事業者には、労働者や管理監督者に対する教育研修等の実施、職場環境等の改善、相談体制の整備等が求められています。



心の健康づくりの基本的考え方



高知地域産業保健センターのご案内

当センターの担当地域は、高知市・南国市・土佐市、大豊町・本山町・土佐町、大川村・本川村・鏡村・土佐山村の3市7町村となっています。

小規模事業場（従業員50人未満）の健康づくりを進めるために、高知市医師会・土佐長岡郡医師会が委託を受け運営されています。

相談には、医師・保健婦が対応しています。

【窓口開設時間】

毎週 月・水・金曜日

第1・第4土曜日

第2・第4日曜日

第3・第4水曜日

10:00～12:00 13:00～16:00

ただし、月曜日は19:00まで

相談内容や指導内容については、秘密厳守します。相談は無料です。

【健康相談・保健指導内容】

1. 健康相談窓口の開設

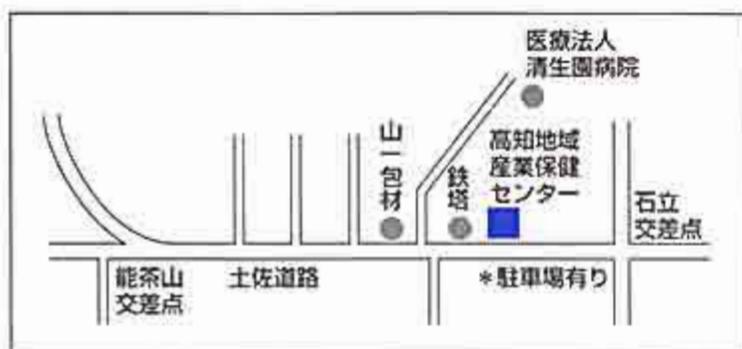
- ①健康診断結果と活用について
- ②生活習慣病予防は何から始めたらよいか。
- ③労働者の高齢化に対して健康管理をどうすればよいか。
- ④メンタルヘルスの進め方についてなどについて、相談に応じています。

2. 訪問による産業保健指導

- ①医師が希望に応じて、あなたの事業場を訪問し、健康診断結果に基づいた健康管理指導などを行います。
- ②ご希望により、作業環境改善などのためのアドバイスをいたします。

3. 産業保健情報の提供

- ①日本医師会認定産業医、労働衛生機関などの情報を提供します。
- ②健康保持管理に対する説明会などを開催します。



高知地域産業保健センター

高知市城山町207番地6

高知医師協同組合1F

TEL. 088-833-1248

(FAX兼用)

須崎地域産業保健センターのご案内



—地域産業保健センターの活性化について—
コーディネーター 市川 勇

○医療機関へ移動相談窓口を開設した経緯

これまで、毎年安全衛生週間、安全衛生大会、市町村健康祭り等のイベントに積極的に参加し、リーフレット等を配布し、さらには新聞折り込み等啓発広報に努めましたが、常設するセンターの健康相談（毎週月水金曜日開設）は利用者の自発的相談に至らず、極めて低調に推移しました。

そこで、地域ごとに（8地区）産業医の属する医療機関に移動相談窓口を開設し、相談者の利便性により、産業保健サービスの活性化を図ることとしました。

なお、診療活動との区別に当たっては、相談の時間帯は外来患者の閑散な午後開設することとし、受付窓口には「須崎地域産業保健センター移動相談窓口」のプレート（特注）を掲示し、相談者のプライバシーに配慮を求め、できるだけ別室での対応をお願いしています。

○移動相談窓口での重点的取り組み内容

現状の体制では、相談業務全般にわたることは困難であることから、まず、事業主に課せられた義務条項（安衛法第66条の4、安衛則第55条の2）である健康診断実施後の事後措置について、重点的に取り組み、事業場が備える健康診断個人票の「医師の意見」欄の措置が適切に講ぜられるよう、窓口相談サービスに努めました。

○移動相談窓口の実績

医療機関における相談窓口の開設は、2年を経過しましたが、その実績は次のとおりです。2年目にして飛躍的に向上しました。

年度別	開設地区	相談窓口 開設数	相談開設 延べ日数	案内 事業場数	相談 利用件数	備考 (利用率)
11	6	18	36	118	7	6%
12	8	20	40	175	89	51%

○センター利用増加のためのPRと努力の経過

(1) 初年度

対象とした事業場は、初年度の11年度はアンケート調査に基づいて

- ①「センターを利用する」と回答された事業主を主とした。
- ②案内状等を事務的に発送するのみで、以降の処理は自然態でその結果を待つに止まったので、結果はほとんどカラ振りに終始した。

(2) 第2年度

- ①対象事業場は初年度とは変えて、労働基準協会が実施した健康診断事業場を主とした。
- ②案内事業場175カ所のうち、一部の地区を除く全事業場に対して、センターより移動窓口の利用法を電話で勧奨した。
- ③建設業では協力的な地区の団体から、移動窓口利用方の指導勧奨の協力が得られたことにより、前年のカラ振りから一転して格段の実績が得られた。所属団体との連携強調の運営が必須の条件であることを痛感した。



中村地域産業保健センターのご案内

中村地域産業保健センターは、中村労働基準監督署管内の8市町村（中村市・宿毛市・土佐清水市・大方町・佐賀町・大月町・三原村・西土佐村）と、須崎労働基準監督署管内の一部2町村（大正町・十和村）の計10市町村にある小規模事業場で働く方々に対する産業保健サービスの提供を目的として、幡多医師会が委託を受け、県内最後となる平成8年度に開設されました。

現在、幡多医師会館内に事務所を置き、中村労働基準監督署並びに中村労働基準協会のご協力をいただき、開設時より松田郊萬治コーディネーターが業務を行っております。



名 称	中村地域産業保健センター
セ ン タ ー 長	大井田二郎（幡多医師会長）
コーディネーター	松田郊萬治
住 所	中村市右山字明治383-8 幡多医師会館内
T E L	0880-34-4643
F A X	0880-34-4643
窓口相談日時	毎週 火・水・木曜日 午前10:00～午後4:00まで 上記以外の曜日も留守番電話・FAX等にて対応しております。



松田コーディネーター

安芸・香美地域産業保健センターのご案内

当センターは、平成7年8月、安芸労働基準監督署管内の安芸市・室戸市・安芸郡を対象に、安芸地域産業保健センターとしてスタートしましたが、平成10年4月香美郡の参加を機に、安芸・香美地域産業保健センターと名称を変え、現在に至っています。

当センターは安芸市・室戸市・安芸郡・香美郡内にある小規模事業場で働く労働者に対する健康指導、健康相談等の産業保健サービスの提供を目的として、安芸郡医師会内に開設され、安芸郡医師会、香美郡医師会の協力のもとに運営されています。

健康相談窓口の開設

地域産業保健センターのメイン事業で、5カ所に窓口を置き、定期的に管内で働く労働者の方々の健康相談に産業医、保健婦が応じています。

・定期相談窓口

場 所 安芸・香美地域産業保健センター
(安芸市庄之町1-46 安芸郡医師会内)

日 時 毎月第3水曜日13:30~15:30

担当医 竹中章(安芸クリニック)

・移動相談窓口

○香北地区→田所胃腸科内科(土佐山田町)
…5月、8月、11月、2月の第4木曜日
13:00~15:00

○香南地区→寺田内科(夜須町)
…6月、9月、12月、3月の第4月曜日
13:00~15:00

○中芸地区→田野病院(田野町)

…6月、9月、12月、3月の第2火曜日
13:00~15:00

○芸東地区→むろとびあ医院(室戸市)

…6月、9月、12月、3月の第3火曜日
13:00~15:00

個別訪問指導

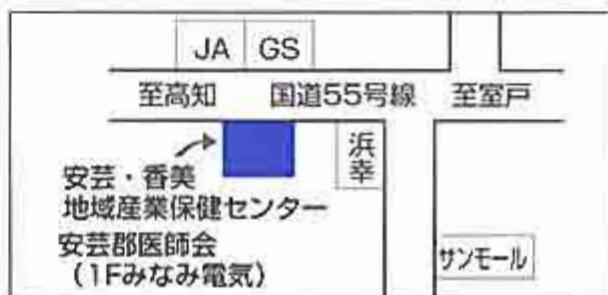
希望事業場及び当センターの働きかけに応諾していただいた事業場を産業医が訪問して、健康相談、保健講話等をして健康指導に当たっています。また、ご希望により作業環境改善などのアドバイスも行います。

産業保健情報の提供

リーフレットを作成し、あらゆる機会を利用してPRすることになっています。本年度は「受けよう検診 検診結果で生活改善」「健康いきいき」「生活改善でがんを防ごう」を訪問事業場や全国安全週間(4会場)、安全運転管理者等法定講習会(4会場)の各会場で出席者に直接配付し、安芸・香美地域産業保健センターをPRするとともに、健康に対する意識づけに努めています。

なお、地域産業保健センターの事業は厚生労働省から医師会に委託されたものですので、相談料は無料です。

労働安全衛生規則第15条の2には、「50名未満の事業場は地域産業保健センターの利用に努めるよう」と規定されていますので、当センターを大いに利用くださるようお願いいたします。



小規模事業場産業保健活動

支援促進助成金のお知らせ

労働者数が50人未満の事業場においては産業医の選任義務がないこともあって、労働者の健康管理に立ち遅れが指摘されていました。

このため、平成8年10月に労働安全衛生法が改正され、労働者の健康確保に前向きに取り組むために、50人未満の事業場においても産業医の選任に努めることとされました。

この改正を受けて、労働省は平成9年9月より労働者数が50人未満の複数の事業場が共同で産業医を選任した場合、選任に要する経費を助成する事業を行っています。

この事業は当推進センターが申請等の窓口となっています。

①申請前の準備

【支給対象事業者の要件】

- (1)常時使用する労働者が50人未満の事業場
- (2)2以上の小規模事業場で集団を構成していること
- (3)集団の中から代表事業者が定められていること
- (4)集団が共同で産業医を選任していること

【共同選任産業医の要件】

- (1)産業医の要件を備えた医師（日本医師会の認定産業医等）
- (2)医師1人が担当する事業場数は、原則として6事業場以内であること。

②助成金の支給額

助成金は、小規模事業場の規模に応じて1事業場当たり次の年額が支給されます。

常時使用する労働者数が30人以上50人未満の事業場	83,400円
常時使用する労働者数が10人以上30人未満の事業場	67,400円
常時使用する労働者数が10人未満の事業場	55,400円



—小規模事業場産業保健活動支援促進助成金—

都道府県産業保健推進センター

労働者・労働福祉事業課

③支給期間

助成金は、3カ年度を限度として支給されます。

④助成金の支給申請

集団の代表事業者が申請書類を取りまとめ、高知産業保健推進センターへ支給申請を行います。

【申請期間】

支給申請の期間は、毎年4月1日から5月末日までです。

⑤助成金の支給

労働福祉事業団が申請に基づき審査を行い、集団を構成する事業者ごとに助成金を支給します。

※詳細については、高知産業保健推進センターにお問い合わせください。

TEL 088-826-6155

FAX 088-826-6151



「高知県衛生管理者交流会研修会」

が開催される

平成13年12月20日高知会館において、高知県労働基準協会連合会主催の「高知県衛生管理者交流会研修会」が開催されました。

研修会の講師として、当センタの鈴木所長より「高知県産業保健センターの役割」と題して講演を行い、出席した40数名の高知県下で活躍中の衛生管理者の皆様方も熱心にペンを走らせ好評を得ました。



メンタルヘルス指針基礎研修

	日時	開催場所	対象者
研修支援	平成14年2月22日(金) 午前10時～午後4時	高知会館3F 飛鳥の間	メンタルヘルスの業務を担当する衛生管理者、産業保健スタッフ等

主催 ㈲高知県労働基準協会連合会 高知市九反田10-14 MKビル2階 TEL 088 (861) 5566

職場における喫煙対策推進のための研修

	日時	開催場所	対象者
研修支援	平成14年3月6日(水) 午後1時30分～午後4時	高知会館3F 飛鳥の間	管理者、喫煙対策担当者、安全衛生担当者等

主催 高知県快適職場推進センター 高知市九反田10-14 MKビル2階 TEL 088 (861) 5566

編集後記

当センターも昨年6月に開所し、初めての新しい年を迎えたところでございます。この間、少しずつですが、当センターをご利用くださる方も増えてきており、これもひとえに皆様方のご協力によるものと、心より感謝申し上げます。

さて、このたび情報誌「よさこい」の新年号(第2号)を発行する運びとなりましたが、ご多忙中にもかかわらず原稿をお寄せくださいました方々に対し、厚く御礼申し上げます。

また、新年度からは、当センターの研修室におきまして産業保健(労働衛生)に携わる皆様方のための研修会を計画しております。

つきましては、大勢の方々のご参加をよろしくお願い申し上げますとともに、皆様方の当センターのご利用を心よりお待ちしております。

副所長 和田貢治

ご案内図



●ご利用いただける日時

休日を除く毎日 AM9:00~PM5:00

(休日は毎週土・日曜日及び祝日、年末年始、7月1日)



労働福祉事業団

高知産業保健推進センター

〒780-0870

高知県高知市本町4丁目2-40 ニッセイ高知ビル4階

TEL 088-826-6155 FAX 088-826-6151

ホームページ <http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~sanpo39/>

Eメール sanpo39@msf.biglobe.ne.jp